

大阪府監査委員告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成26年7月24日

大阪府監査委員 磯部 洋
同 赤木 明夫
同 清水 涼子
同 和田 秋夫
同 藤原 敏司

委員意見に対する措置

(にぎわいづくり事業への取組について)

監査対象機関名	一般財団法人大阪府タウン管理財団	
監査実施年月日	平成24年11月20日から平成24年11月22日まで、平成25年1月11日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>財団法人大阪府タウン管理財団（以下「財団」という。）は、平成24年3月に府のタウン推進室により策定された「りんくうタウンのさらなる活性化に向けたまちづくり戦略プラン」（以下「戦略プラン」という。）において、「主導的な役割を果たす」と位置付けられている。そこで、財団は、戦略プランに示された役割を発揮すべく、そのキックオフイベントとして「セカイに飛び出す 日本のおもちゃ・マンガ・アニメ展」を実施したが、当該イベントの結果は予想を大きく下回ることになった。</p> <p>このイベントは、そもそもの事業計画時点で少ない来場者数の見込みを設定したものであり、事業のリスクを全て財団が背負うなど、効率性及び効果性の検討が乏しいものであった。また、府のクールジャパンフロントのまちづくり事業の受託事業者であることを理由として、同事業者との単独見積りによる随意契約を締結しているが、財団としては、独自の事業として取り組んでいるからには、広く事業者を募るべきであったと考える。</p>	<p>府の戦略プランに明記された当財団の役割に基づき、イベント等ソフト施策の企画・実施を主導的に実施することを徹底。平成25年度よりイベントの企画・運営を委託する事業者を提案型公募で選定している。</p> <p>提案型公募とすることで、より優れた企画内容を選択することができたほか、提案内容に集客目標を明記させることで、受託事業者に責任を持って事業のPR等を務めさせることができた。</p> <p>その結果、受託事業者が提案した集客目標（3万人）を大きく上回る約4.1万人が来場し、りんくうタウンのにぎわいづくりに寄与するとともに、マスコミ等でも紹介され、来場しなかった人にもクールジャパンフロントのまちづくり構想を広く周知し、限られた予算の中でより大きな効果を上げることができた。</p>

<p>今後は、戦略プランに基づくりんくう活性化事業においては、府と財団の役割分担を明確に定め、財団が独自で実施する事業については府との関係にとらわれることなく、事業の効果とリスクを適切に把握した上で、計画の策定、事業費の執行、並びに事業実施後の効果の検証を行っていくべきである。</p>	
---	--